



令和6年10月9日

手書きの負担を軽減する「書かない窓口」を開始します

(1) 内容

11月1日(金)より戸籍住民課および総合支所窓口で行う住民票などの証明書発行や引越しなどの住民異動手続きなどで、申請書の記入が不要になる「書かない窓口」の運用を開始します。

また、課税課窓口でも申請書の一部の記入が不要になります。

(2) 運用開始日

令和6年11月1日(金)

(3) 対象窓口

戸籍住民課、各総合支所生活福祉課、課税課

※課税課窓口では申請書の一部の記入が不要になります。

(4) 対象手続き

○各種証明書の発行

住民票の写し

印鑑登録証明書

戸籍謄抄本

税証明

○引越しなどの住民異動手続き

○マイナンバーカードに関する一部の手続き

(5) 書かない窓口の流れ

① 職員に本人確認書類を提示し、質問事項に答えると、職員が申請書等を作成します。

② 印刷された申請書等の内容を確認し、署名するだけで申請できます。

(6) その他

一部の手続きおよび支所では、今までどおり申請書の記入が必要です。